

**不公正な取引方法の違反に対する
制裁的措置の必要性について**

平成17年10月4日
全国石油商業組合連合会

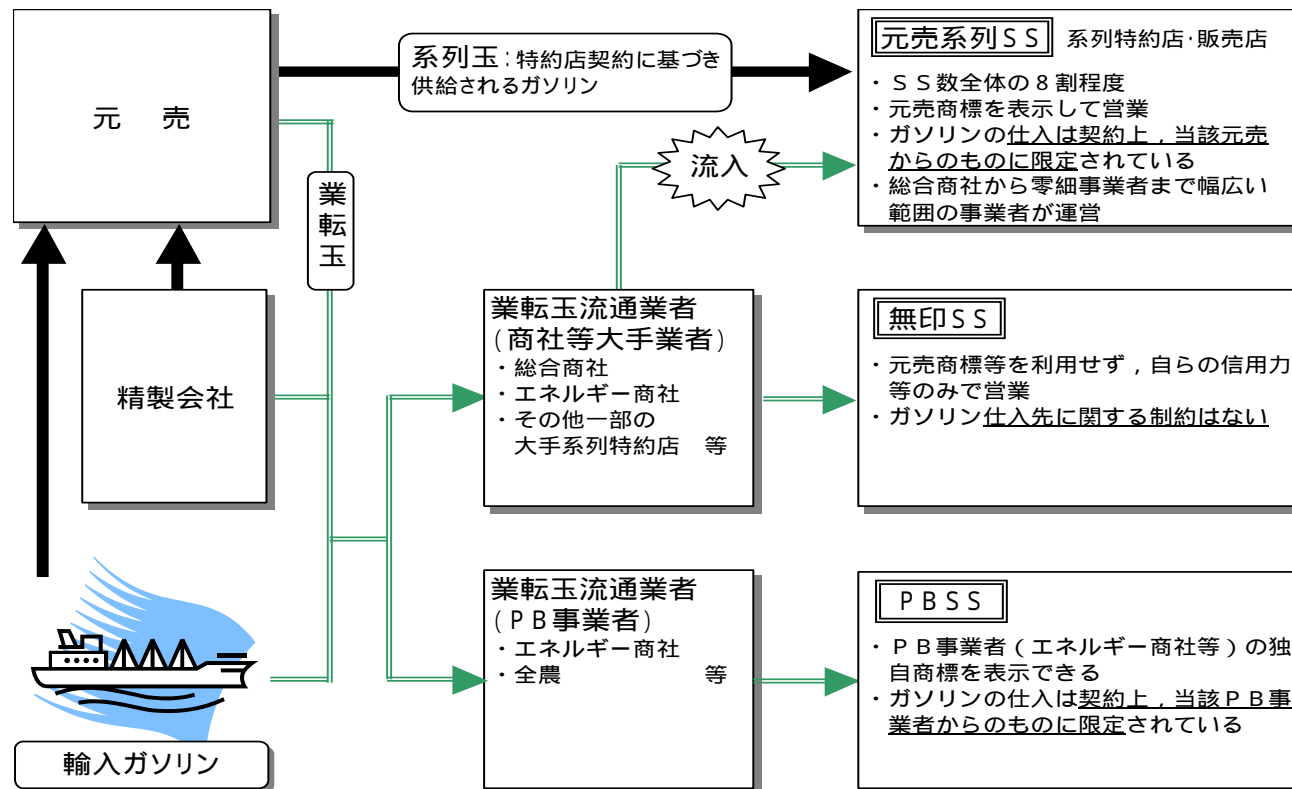
1 石油製品販売業者の実態

(1) ガソリンの流通経路

ガソリンの流通経路は、元売の販売先により、系列特約店等を中心とするルート(系列ルート)と、それ以外のいわゆる業転ルートとに大別される。(参考1)

また、元売が業転ルートに供給したガソリンの一部は、系列特約店等が運営する元売系列SSにも流入している。

(参考1) ガソリンの流通経路



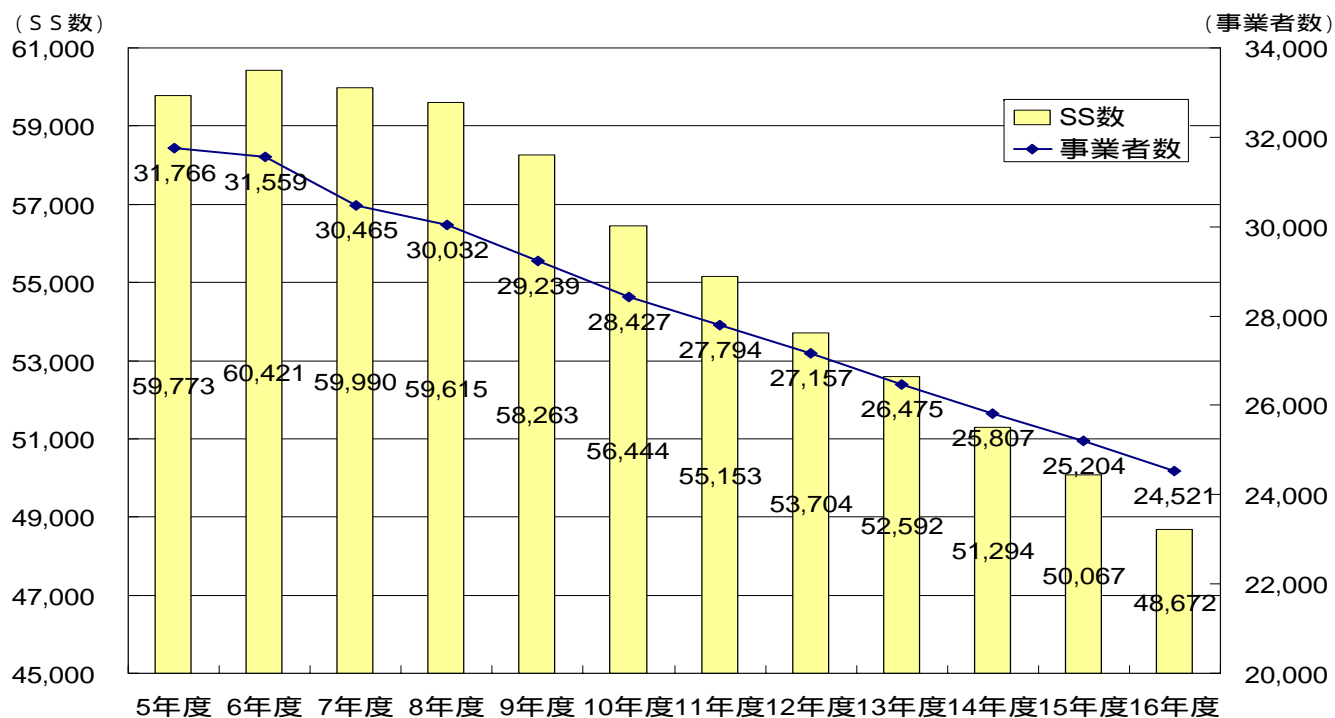
注：一部の商社及び大手系列特約店は、系列特約店としてガソリンの取引を行う傍ら、業転ルートのガソリンも取り扱っている。また、業転ルートのガソリンは、元売及び商社等において、系列ルートとは別の部署で取り扱われている。

(2) ガソリンスタンド数及び事業者数の推移

全国のカソリンスタンド数及び事業者数は、平成17年3月末現在でスタンド数は48,672カ所、運営事業者数は24,521者である。(参考2)

また、ガソリンスタンドを所有する事業者の内訳、並びにこれら事業者が運営するスタンド数は参考3のとおり。

(参考2) ガソリンスタンド数と事業者数の推移



(出所) 資源エネルギー庁石油流通課

(参考3) 事業者別運営スタンド数(平成17年3月末)

元売会社 (社有)	商社系	特約店 (自己所有)	販売店 (自己所有)	農協	その他	計
8,858	4,803	9,928	19,372	4,308	1,403	48,672

(出所) 月刊ガソリンスタンド社等の資料に基づき作成

(3) 石油販売業者の経営状況等

石油製品販売業の団体としては、全国都道府県ごとに設立されている商業組合及び商業組合連合会と、協同組合(北海道は18組合)及び協同組合連合会がある。また、これら都道府県組合・連合会と個々の事業者を会員とする社団法人全国石油協会がある。
 全事業者のうち、全国石油商業組合連合会傘下の事業者はその大半が特約店・販売店であり、会員組合員数は22,419事業者、運営スタンド数は36,554カ所である(平成17年3月末現在)。(参考4)。

(参考4) 組合加入率(平成17年3月末現在)

登録事業者	24,521	登録SS数	48,672
組合員数	22,419	組合員SS数	36,554
加入率	91.4%	加入率	75.1%

全石連傘下の石油製品販売業者の構成は、資本金1,000万円以下、**一事業者1スタンド中小零細企業が75%**を占め、極めて中小零細性が強い業界である。(参考5)
 また、ガソリンスタンドの経営状態は、平成15年度で**約半数の51%が赤字経営**となっている(石油製品販売業経営実態調査/全国石油協会)。(参考6、7)

(参考5)

運営給油所数(平成15年度)

資本金額	1千万円以下	5千万円以下	1億円以下	1億円超	計
割合(%)	75.5%	21.9%	2.2%	0.5%	100%

資本金構成(平成15年度)

運営SS数	1ヶ所	2~3ヶ所	4~9ヶ所	10ヶ所以上	計
割合(%)	74.9%	18.5%	5.6%	1.0%	100%

(出所)いずれも石油製品販売業経営実態調査(全国石油協会)

(参考6) 石油販売業(ガソリンスタンド業)における原油価格高騰に伴うコストアップの小売価格への転嫁状況
(平成17年7月時点)

		当月 (累計)	コスト変動幅 (円/L)	小売価格への 転嫁(円/L)	転嫁率 (%)	収益の変化 (円/L)
ガソリン	消費者向	7月分	+ 3.24	+ 2.15	66.4%	1.09
		(3~7月)	(+ 11.07)	(+ 8.76)	(79.%)	(2.31)
	事業者向	7月分	+ 3.22	+ 2.35	73.0%	0.87
		(3~7月)	(+ 11.45)	(+ 8.62)	(75.3%)	(2.83)

(注) 石油販売業におけるレギュラーガソリンの粗利は11.4円/L(平成15年度SS経営実態調査:全国石油協会)であり、2.31~2.83円の粗利の減少は、粗利を約20%~27%減少させる。
(出所) 原油価格上昇の影響に関する調査結果より抜粋(平成17年9月20日:資源エネルギー庁)

(参考7) 石油主要元売6社の営業利益(連結)

(億円)

	平成15年度	平成16年度	差額(16-15)
新日本石油	559	2,015	+ 1,456
出光興産	820	994	+ 174
新日鉱HD	504	1,256	+ 752
コスモ石油	252	657	+ 405
昭和シェル石油	360	602	+ 242
東燃ゼネラル石油	340	632	+ 292
計	2,835	6,156	+ 3,321

* 昭和シェル石油、東燃ゼネラル石油は12月決算、他4社は3月決算。

(続き)

特約店・販売店は、元売から石油製品の仕入を行うに際しては、**商標使用許諾契約**を含む取引契約を締結しており、同契約によって、他社製品の仕入れ販売を禁止されている。一方、元売は、商標を付した製品を販売するほか、商標を付さない製品(「**業転玉**」と称されている。)も商社等に販売しており、この業転玉が商社等から特約店・販売店にも販売されている。

特約店・販売店の石油製品の販売については、店頭での現金売り客への販売と、給油代金を1ヶ月単位等で支払う掛売客への販売に大きく分けられる。常時店頭現金売り客の場合は、当該スタンドの「会員」と称して、1回限りの客に比べて、数円程度の値引きが行われている。また、現金売り客と掛売り客との価格は、代金回収業務等経費がかかることもあって、掛売り客の価格が高くなっている。(参考8)

(参考8)SS決済方法

現金	掛売り	その他	計
41.0%	43.7%	15.3%	100%

(出所)給油所経営・構造改善等実態調査(平成17年3月:石油情報センター)を基に本会作成

2 ガソリンスタンドにおける競争の実態

(1)セルフSSの解禁、ホームセンター等のSS運営

平成10年4月に「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所」が解禁された後、セルフスタンドが出現し、平成17年3月末現在、全国で4,103ヶ所となっている。

従来のフルサービス型スタンドと異なり、人件費がかからないことから、フルサービススタンドより安い価格にて販売され、主として若年層を顧客として販売量を拡大している。(参考9)

また、ホームセンター、大型ショッピングセンターが集客の手段として、その店舗の敷地内に隣接してセルフ方式の給油所を併設し、店舗利用客等に対し、廉価によって石油製品を販売している。

(参考9) セルフSS数の推移

(カ所)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
セルフSS数	191	422	1,353	2,523	3,423	4,103
登録SS数	55,153	53,704	52,592	51,294	50,067	48,672
セルフ化率	0.35%	0.78%	2.57%	4.92%	6.84%	8.43%

(出所) セルフSS数:石油情報センター。登録SS数:資源エネルギー庁

(2) 価格競争の特徴

石油製品は、品質確保法に基づいて、各油種ごとに品質についての規格が定められており、ガソリンスタンドで販売されるガソリン等は品質に差がない。品質に差がないことから、価格競争に陥りやすい商品となっている。

上記のとおり、ガソリン等石油製品の小売市場においては、元売出資子会社、燃料商社、特約店、販売店、農協の運営によるスタンドが競争している。これに加えて、その数は少ないものの、ホームセンター、大型ショッピングセンター併設のセルフスタンドが加わり、特に、元売出資子会社、燃料商社、また、特約店のうち主に運輸関係業界を顧客とし、ガソリンスタンドを全国的に設置している広域販売業者(フリート業者と呼ばれている。)らは、それぞれ、小売市場において、一般特約店・販売店の販売価格に比べて数円から10数円程度の安い価格で販売している。

さらには、ホームセンター、大型ショッピングセンター併設のセルフスタンドは、ガソリン等を集客の目玉としているため、それらよりもさらに安く販売している。

このような安売りガソリンスタンド周辺で営業する一般特約店・販売店はその影響を受け、安売競争に巻き込まれ、止むを得ず対抗廉売に走っている。その結果、経営を維持することが困難になり、赤字経営に陥り、これら業者のうち廉売競争に耐えられず市場からの撤退を余儀なくされている業者が多くある。(参考10)

国道 246 号線・129 号線(厚木市、伊勢原市、秦野市)にみる SS 設置状況の変遷

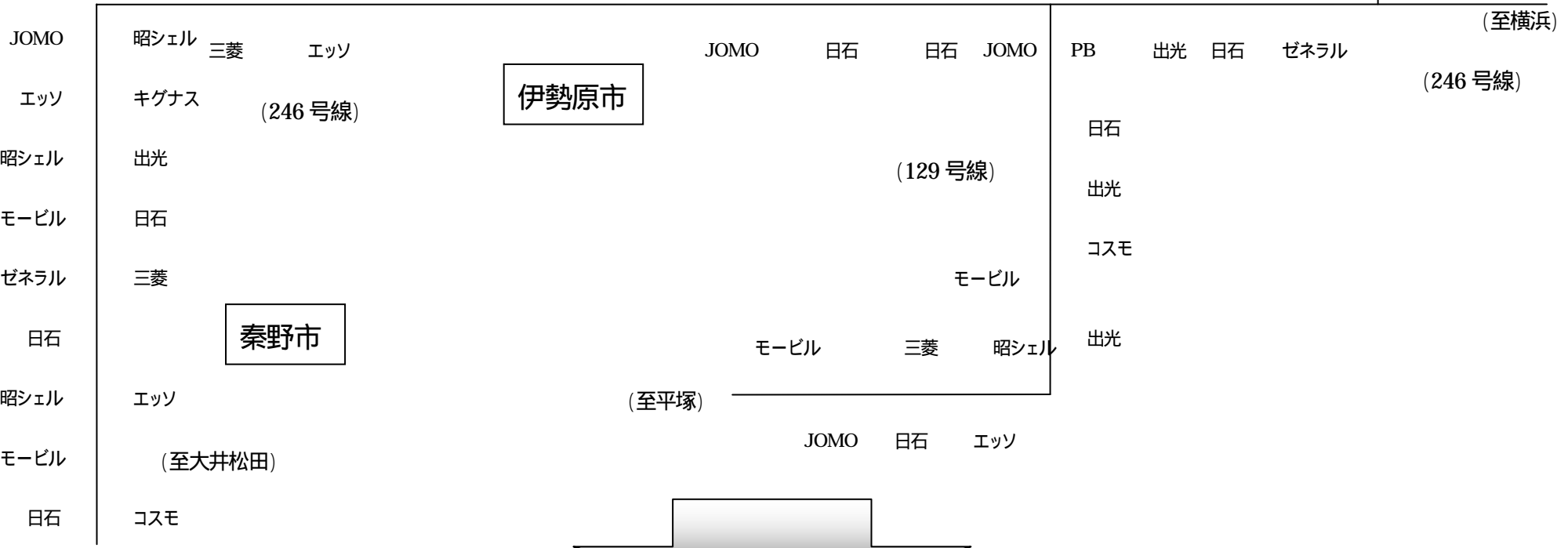
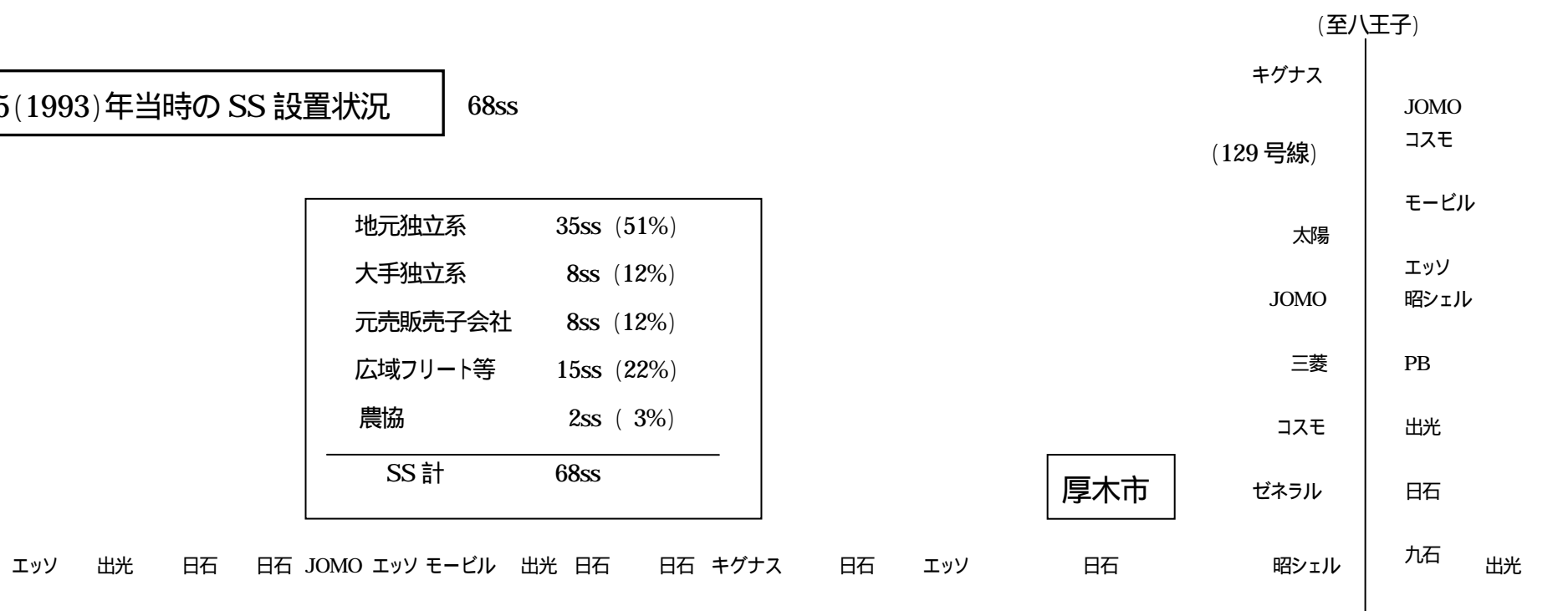
(参考 10)

平成 5 (1993) 年当時の SS 設置状況

68ss

地元独立系	35ss (51%)
大手独立系	8ss (12%)
元売販売子会社	8ss (12%)
広域フリート等	15ss (22%)
農協	2ss (3%)
SS 計	68ss

厚木市



平成 16 (2004) 年現在の SS 設置状況

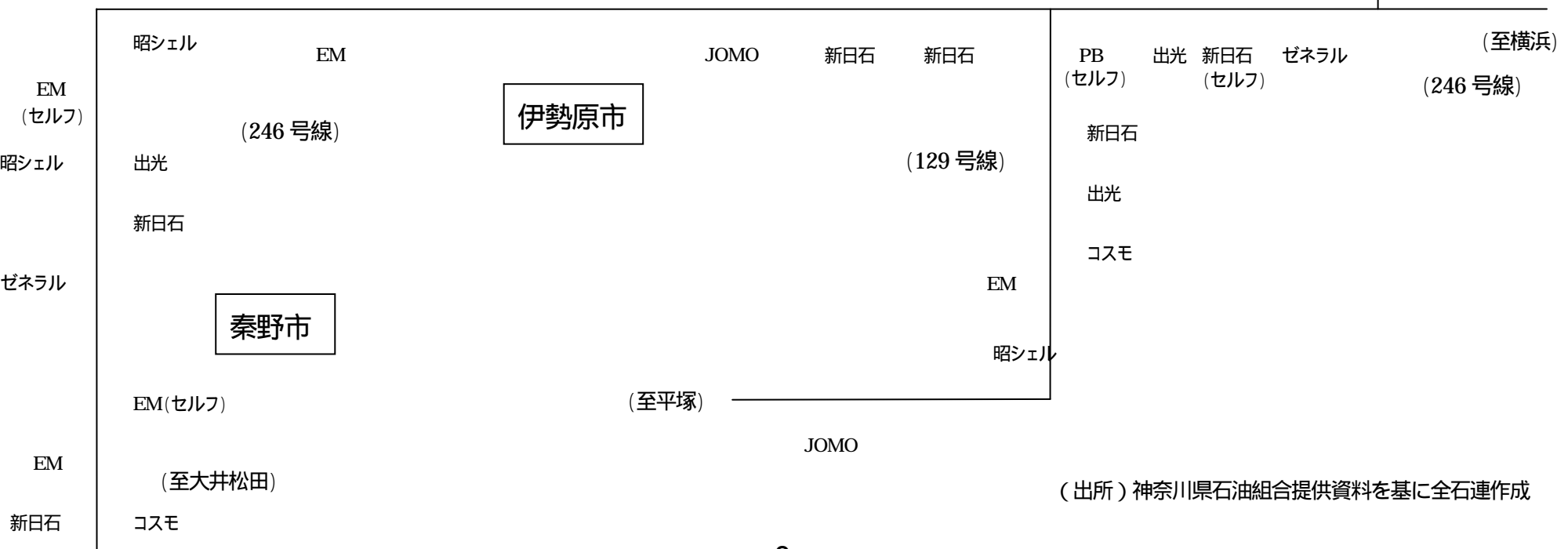
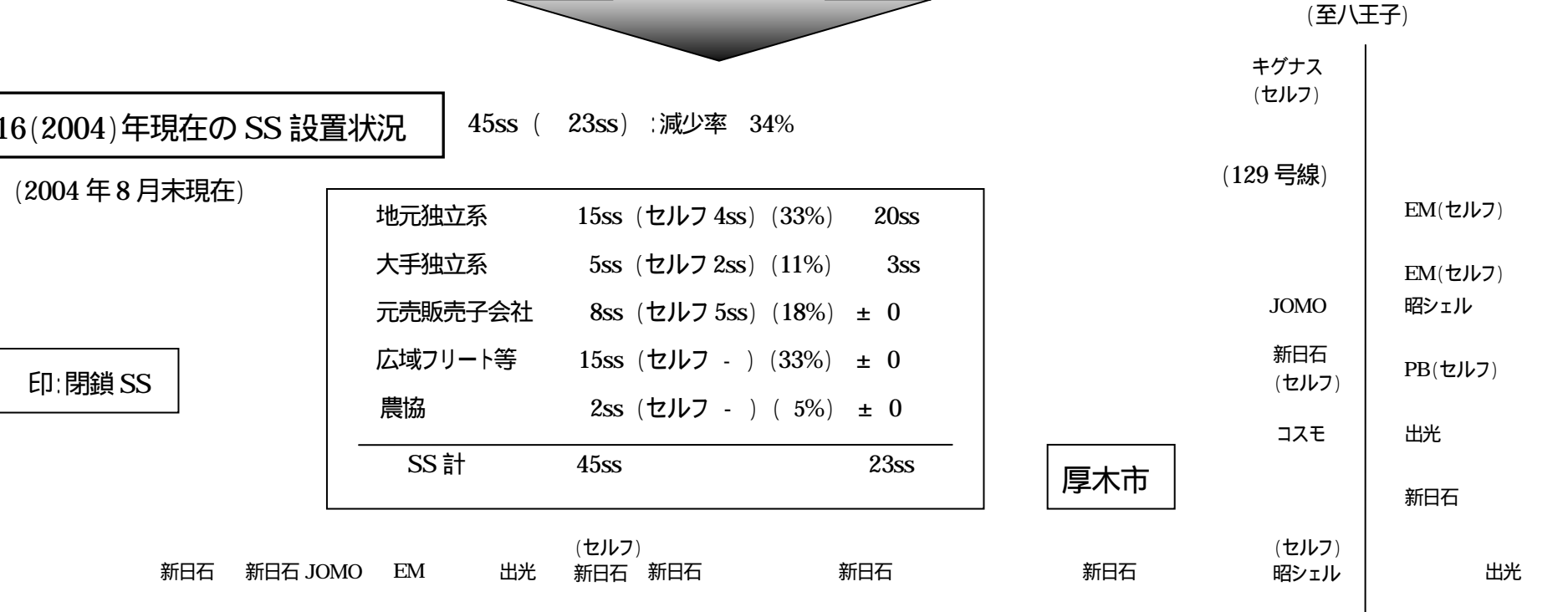
45ss (23ss) : 減少率 34%

(2004 年 8 月末現在)

地元独立系	15ss (セルフ 4ss) (33%)	20ss
大手独立系	5ss (セルフ 2ss) (11%)	3ss
元売販売子会社	8ss (セルフ 5ss) (18%)	± 0
広域フリート等	15ss (セルフ -) (33%)	± 0
農協	2ss (セルフ -) (5%)	± 0
SS 計	45ss	23ss

印:閉鎖 SS

厚木市



(出所) 神奈川県石油組合提供資料を基に全石連作成

3 石油小売業界における不公正な取引方法の実態

(1) 不当廉売について

石油販売業界においては、従来から、過当競争による不当廉売の問題が発生していたが、規制緩和以後、前記のとおり価格競争が激化し、不当廉売の疑いのある安売りが後を絶たず、その都度、公正取引委員会に申告を行ってきた。

その申告件数が年間数千件にも及んだため、公正取引委員会の職員数では処理できなくなったことから、当時の通商産業省から職員を派遣して事件の処理に当たったこともあったが(平成10年～12年)、処理結果がほとんど「注意」にとどまり、法的措置がとられないことがないこと、また、注意より重い「警告」をうけた廉売事業者が、事業者名が公表されたことを安売りの宣伝材料にするなどしたことから、公取や独禁法に対する期待感が薄れ、年々申告件数は減少している。(参考11、12)

(参考11) 不当廉売注意件数の推移

(件)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
石油製品	110	86	79	75	30
酒類	893	2,494	904	507	485
その他	41	44	24	71	112
注意件数計	1,044	2,624	1,007	653	627
申告件数	2,399	3,933	1,718	1,835	1,663
注意 / 申告	43.5%	65.7%	58.6%	35.6%	37.7%

(出所) 公正取引委員会

最近の警告事件

- ・平成13年8月 栃木県所在の石油販売業者(新日本エネルギー(株))が同県小山市内のSSにおいてガソリンを廉売し警告
- ・平成14年3月 青森県所在の石油販売業者(株)柿本石油)が同県南津軽郡大鰐町のSSにおいてガソリンを廉売し警告
- ・平成15年12月 和歌山県所在の石油販売業者((有)濱口石油及び(株)石橋石油)が同県有田郡SSにおいてガソリンを廉売し警告

不当廉売に対する法的措置事件

中部読売新聞社緊急停止命令事件(昭和50年)、マルエツ＝ハローマート事件(昭和56年)があるが、これら事件以降は法的措置は1回もとられたことがない。